



令和7年4月11日

午前10時

一関市鳥獣被害対策実施隊員委嘱状交付式を開催します

- 1 目的 一関市鳥獣被害対策実施隊を設置し、野生鳥獣による農作物被害や人身被害を防止するため。
- 2 日時 4月16日（水）午後1時15分～1時45分
- 3 場所 一関市役所会議室棟第3会議室
- 4 交付対象者 西磐猟友会104人、東磐猟友会119人、合計223人
内訳：一関72人、花泉32人、大東32人、千厩17人、東山13人、室根17人、川崎10人、藤沢30人

(参考) 一関市鳥獣被害対策実施隊の概要

- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき、市の設置規則を設け、実施隊を設置
- ・ 市は、西磐猟友会および東磐猟友会から推薦があった狩猟免許を持つ人に対し、2年を任期とする実施隊の隊員を委嘱し、クマ、ニホンジカ、イノシシなどの有害鳥獣の捕獲活動を実施している

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

農林部林政推進課森林保全・獣害対策係 主事 千葉

電話：(0191)21-8438 (ダイヤル)

FAX：(0191)21-4221

メールアドレス：rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp